

2014年  
5月1日  
第347号



〒145-0061 東京都大田区石川町1-14-11  
グリーンヒルズ大岡山102号

TEL 03-6421-8320 FAX 3728-5071  
Eメール jrtoukairou@yahoo.co.jp

JR東海労働組合

発行人 淵上 利和  
編集人 高山 浩

http://www.geocities.jp/jrtoukairou/

# 不当なボーナスカットを許さないぞ！



## 竹本さん、前田さん、渡邊さん 本人訴訟に決起！

新幹線関西西地本は4月9日、市民交流センター東淀川で「BC本人訴訟」勝利総決起集会を開催しました。この裁判は、大阪第二運輸所分会・竹本さん、前田さん、大阪仕事検査車両所分会・渡邊さんがボーナスカットの減率理由の開示を労働審判で訴えましたが、「労働審判として結論を出すのはなじまない」とされ、本訴移行という結果になったものです。

集会では、3名の力強い決意表明がなされ、最後まで3名の仲間を支え、共に、裁判勝利に向けて精一杯闘うことを全体で確認しました。

4月10日前田さん、4月15日竹本さん、4月18日渡邊さんそれぞれの第

山本修さんの強制出向延長取消裁判が4月15日、東京地方裁判所で開かれ不当判決が下されました。

山本さんは、裁判の中で「労働協約や就業規則には出向延長の規定がない」ことを訴えてきました。民法第625条（使用者の権利の譲渡の制限）には、「使用者は、労働者の承諾を得なければ、その権利を第三者に譲り渡すことができない」と謳われており、この判決は明確に違反する

## 強制出向延長取消裁判不当判決！



### 山本さん控訴審で闘う！

1回口頭弁論が大阪地方裁判所で開かれました。3名は「会社は非違行為10件についてのみ抽象的に説明したが、根拠付ける具体的理由は全くない

く認められない。減額理由のすべてを説明し、丁寧に指導することを切望する。公平・公正な判決を求める」と意見陳述を行いました。

ものです。しかし、裁判所は労働協約や就業規則の不備を「文章表現の問題」にすり替え、会社の主張をフォロワーするとう不当極まりない暴挙に出たのです。

判決後の報告集会で山本さんは、「JR本体に戻るといふ原点到たつて闘ってきた」「職場の労働条件改善も闘ってきた」「裁判を通じて勝ち取ってきたものを確認し、今後も闘っていく」と控訴審で闘う決意を述べました。

# 憲法9条にノーベル平和賞を！ 署名活動にご協力を！

## ネット署名ができます

http://chn.ge/1bNX7Hbまたは、「憲法9条ノーベル平和賞ネット署名」で検索

呼びかけ団体：「憲法9条にノーベル平和賞を」実行委員会（Eメール：c.npp4a9@gmail.com）

**争** 4月23日から25日にかけてアメリカオバマ大統領が来日した。今回の来日目的は、TPP、集団的自衛権、日韓・日中関係改善などであるとマスコミは報道している▼そうした中で、24日に行つた日米共同声明で、尖閣諸島周辺での中国の動きを念頭に「力による一方的な現状変更の試みに反対する」と、尖閣が日米安保条約の適用範囲になることが明らかとなった。来日前には、日本最西端の与那国島で、陸上自衛隊の沿岸監視部隊の配備に向けた起工式が行われた▼この意味するものは、オバマ大統領からの「役割分担の拡大」要求を受け、「一流の軍事強国」づくりにつき進む安倍政権は、「集団的自衛権行使容認」の「政府方針」を五月中旬にも打ち出し、何としても閣議決定をなしとげようとすることは間違いない▼そうした中、ノルウェーのノーベル賞委員会から2014年のノーベル平和賞候補として正式に受理された「憲法9条にノーベル賞を」と署名を集めたグループに通知されたことが明らかとなった。今後、軍事大国化を許さないあらゆる団体と連帯し、安倍政権が推し進める戦争を進める国づくりを反対する闘いを進めていかなければならない。

# 福知山線事故から9年

## JR西労主催の慰霊行動と集会に参加



4月25日、JR西労主催の「JR福知山線脱線事故から9年 経営陣の経営責任追及! 営利優先・運行第一・社員への責任・労使癒着の不安な企業体質を一新する集会」が開催されました。集会の前段、事故現場においての慰霊行動では、事故発生時刻に合わせて黙祷と献花を行いました。集会には500名が参加し、JR東海からは、新幹線関西西地本を中心に17名が参加しました。また、韓国からも大邱地下鉄労組の仲間が参加しました。

# サークルを通じて、組織強化・拡大を!

## 第20回サークル協議会総会

4月2日、目黒さつき会館で第20回サークル協議会総会を開催しました。西村議長は、挨拶で「サークルの目的である組織強化・拡大に向け、しっかりと活動の意義を踏まえ、今後も確実に継続していこう」と訴えました。

向こう一年間の活動方針を決定し、以下の役員を選出しました。  
議長・西村隆行(新幹線) / 副議長・曾布川忠宏(静岡)、今井一夫(名古屋)、榎木邦二(新幹線関西) / 事務局長・加藤光典(本部) / 幹事・高山浩(本部)



参加者アピールで、本部長橋本務部長は「昨年9月、山田社長(当時)が『リニアは、ペイしない』と発表した。民間企業としてあつてはならないこと。私たちの申し入れに対し、会社は労使協議を拒否し続けてきた。この姿勢は、住民説明会などに表れている。今後も、住民の皆さんと共に闘っていく」と訴えました。

4月21日、たしろかおる議員支援・連帯行動のため、名古屋・静岡地本の代表者が、田城郁参議院議員事務所を訪問しました。

田城議員から国政状況が報告され、その後、職場問題やリニア中央新幹線建設などについての意見交換を行いました。

# たしろ議員と共に闘う!

## 議員事務所を訪問、意見交換



# 田城議員 便り



4月23日から2泊3日の日程で、米国のオバマ大統領が国賓として来日しました。私たちは、民主党及び社民党の衆議院・参議院の有志議員で、来日に先立ち一通の親書をつくり、米国を出発する前のオバマ大統領の手に渡すよう、急遽の取り組みをしました。

1. 憲法第9条において、集団的自衛権の行使を解釈変更によって可能とする余地はない。
2. 可能とするのは憲法の条文を変える以外にないというのが、立法府と内閣の間で6年間確立し、積み上げられてきた憲法解釈である。
3. すなわち憲法の解釈変更は、国是である恒久平和主義の問題に止まらず、日本の立憲主義や法の支配の存立に関わる問題である。
4. これを、通説的な憲法学者が一人も参加していない総理の私的懇談会の答申をもとに、閣議決定により実質決定する手法に、多くの国会議員、憲法学者、政治学者、安全保障の専門家、報道機関、そして多くの国民の間に批判がある。

以上、大統領にかかれてはこの現状に鑑み、是非、賢明な配慮をしていただきたい旨の親書です。そして、オバマ大統領が来日し共同記者会見の席上、安倍総理の集団的自衛権の行使容認について「安全保障の法的基盤を整備する取り組み」の説明に、「歓迎し支持する」旨の考えを示しました。同時に、「米国と中国は強固な関係にある」こと、「尖閣諸島は、日米安保第5条の適用対象」と言いつつ、安倍総理に「この問題がエスカレートするのは、大きな過ちだ。日本と中国は信頼醸成措置を執るべきだ」と釘を刺しました。オバマ大統領は、日本にも中国にも武力による問題解決せず、平和的に解決すべきと言っているのです。ならば、各種世論調査でも国民の大多数が反対する集団的自衛権行使など、憲法を踏みにじってまで変える必然性はありません。誰にも影響されることなく日本人の意思において、解釈改憲はしないことを決めれば良いだけの話です。